

支援センターさくら

支援センターさくら事業概要

支援センターさくらは、事業の目的をより明確に示したプログラムに基づき、就労から職場定着を目指す「就労移行支援事業」、就労継続支援A型事業に移行した当事者雇用とリアルな就業体験の場である「スワンカフェ&ベーカリー大東店」、障害種別を問わず就業と生活を一体的に支援する「北河内東障害者就業・生活支援センター」、14カ所のグループホームの入居者の豊かな生活の実現に向け支援する「ホームズさくら」、自立訓練事業（宿泊型）へ移行準備にある「大東通勤寮」等、障害のある人の生活や暮らし、就労を支援する様々な事業を展開している。今年度も支援センターさくらの持つ資源の有機能化を図り、地域関係機関とのネットワークを一層推し進め、利用者ニーズ、地域ニーズに応え、障害のある人の尊厳を保持、推進することを基盤にした質の高いサービスの提供に努める。

支援センターさくら 事業一覧

生活支援部門

- 1 大東通勤寮
- 2 ホームズさくら（共同生活介護・共同生活援助事業）
- 3 短期入所・日中一時支援事業

相談支援部門

- 1 さくら相談支援事業
- 2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業
- 3 大東市地域就労支援事業
- 4 障がい児等療育支援事業

就労支援部門

- 1 就労移行支援事業
- 2 就労継続支援A型事業（スワンカフェ&ベーカリー大東店）
- 3 障害者委託訓練事業

生活支援部門

1 大東通勤寮

知的障害者福祉法第21条の8に基づき、既に就労（福祉的就労を含む）しているか就労することが確実な方に2年の有期限で日常生活と継続就労を支援する。

職場に通勤しながら地域で自立した生活を目指す知的障害のある人に対して、快適な個室と住環境を整え、独立自活に必要な助言及び支援を行う。とりわけ安定した就労や日常生活が営めるよう、利用者個々に合った自分らしい豊かな生活を目指し支援を行い社会参加の促進を図る。なお、消防法の改正施行により必要となった消防設備（スプリンクラー）の設置を行う。

また、22年度内には新法への移行を実施し、宿泊型生活訓練事業所として適切な利用者支援の提供を行う。そのために利用者が洗面、整容等がよりスムーズに行えるよう洗面所に給湯設備を整えるとともに、現在の娯楽スペースを利用者の勉強会等に使う多目的室として環境整備を行う。

2 ホームズさくら（共同生活介護・共同生活援助事業）

現在ある14ヶ所のグループホームの入居者に対して、主体的で豊かな生活が実現できるよう個別支援計画に基づいた支援内容の充実を図るとともに、世話人、生活支援員を含めた定例ミーティングを実施し連携強化に努める

また、各グループホーム単位で、利用者の家族、世話人と支援員とでミーティングを実施し、日常生活の中で利用者のニーズの適切な把握を行い、可能な限り実現できるよう支援体制の確立を行い、支援の充実に努める。

3 短期入所・日中一時支援事業

知的障害児者の緊急一時利用及び、将来の自立生活をイメージした生活能力訓練等を行う。また、地域生活支援事業（日中一時支援）の実施による日中活動の提供など、より幅広いサービスの提供により、利用者ニーズに応えていく。

取り分け、利用者の受け入れにあたってはケアマネジメントの手法を活用し、当該利用者のニーズに合わせて関係機関等との十分な連携を図るなど、見通しのあるサービス提供に努める。

相談支援部門

1 さくら相談支援事業

地域の知的障害のある人やその家族等を対象とした相談支援事業を実施。ケアマネジメントの手法を取り入れ、利用者のニーズを実現できるよう地域の社会資源を活用しながらサービス利用等にかかるコーディネートを行う。また、相談体制の平準化を

目的として、相談支援従事者間の情報交換を促進し連携強化を図るとともに、相談対応にかかる技術向上のための取り組みの充実を目指す。

2 北河内東障害者就業・生活支援センター事業

就業と生活を一体的に支援する本事業は、本年度においても地域における就業支援のネットワークを活用しながら、就業・生活相談の取り組みと、障害者雇用啓発という両面からその活動を以下のように行う。

- 知的障害者ジョブガイダンスの実施
- 精神障害者ジョブガイダンスへの参画
- 市庁舎内における実習の実施
- さらなる企業実習の場の拡大
- 精神障害者、発達障害者の就業支援ノウハウの蓄積
- 生活支援の充実
- 自立支援協議会の参加協力

3 大東市地域就労支援事業

大東市役所内に職員を派遣し、就労支援コーディネーターとして、障害者だけでなく母子家庭や高齢者など就職困難者の相談を受ける。

4 障がい児等療育支援事業

主に地域からのニーズについて、ケアマネジメント手法を取り入れながら、相談を受け付ける。また、必要に応じて訪問による継続相談の実施や、余暇活動支援、他の資源へ繋ぐコーディネート等を行う。

就労支援部門

1 就労移行支援事業

障害者自立支援法等の法令を遵守し、社会福祉法人育成会の役割や目的にのっとり、利用する障害者等に対して、利用者を主体とする自活に必要な就労支援・社会生活支援サービスを提供する。そして、個々の可能性を引き出し、独立かつ自立性のある社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

就労移行支援事業への移行から初めて2年が経過。目標としていた就職者数に届かなかったことや年限退所という形で他の社会資源等へ多くの利用者を送り出したことを踏まえ、より質の高い就労移行支援プログラムの実現を目指して、リアルな社会生活体験を見込める作業の選定やエンパワメントプログラムの具体的実施を進める。

とりわけ、サービス提供終了後の利用者への職場定着支援及び他の社会資源利用に

あたっては、地域関係機関（福祉事務所、就業・生活支援センター、相談支援事業所等）との連携をさらに進め、本人を中心に家族、地域とともに就労を通してより良い自立と社会参加を実現できるよう、繋がった、わかりやすい支援の実現を目指す。

日課	9:00	登園 朝礼
	9:15	作業開始
	12:00	昼食
	13:00	作業開始
	14:15	休憩
	14:30	作業開始
	15:45	作業終了 清掃 終礼
	16:30	降園

年間行事予定	4月	保護者会総会
	5・11月	支援学校等進路懇談会
	7月	利用者健康診断
	8月	夏季休業
	11月	さくらフェスタ
	12月～1月	年末年始休業
	毎月	サロン リスクマネジメント委員会 給食委員会 保護者連絡会 職員会議・援助会議 スワンの日 工賃支給 歓送会・慰労会

2 就労継続支援A型事業（スワンカフェ&ベーカリー大東店）

就労移行支援事業の一環として実施してきた4年の実績を踏まえ、安定した事業経営と当事者雇用の継続を図るため、平成21年10月に就労継続支援A型事業として大阪府からの指定を受けた。法人内における社会事業としての役割を踏まえ、福祉と経営の両立を目指すモデルとなりえるよう、引き続き経営改善に取り組む。

3 障害者委託訓練事業

障害のある人たちの就労促進を図ることを目的とした短期職業訓練を実施する。ハローワークを窓口として受講者の申し込みを受け付け、2ヶ月の訓練期間を通じて作業場面等を提供し、社会生活及び基本的労働習慣の習得に関する訓練を行う。

支援センターさくら（相談支援）

【事業目的】

大阪府指定の相談支援事業の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った適切な相談支援を提供する。

【運営方針】

- 1 利用者等がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。
- 2 利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って、利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害福祉サービス事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 072 - 871 - 0030 FAX072 - 889 - 2365

【職員配置】 管理者 1 名 相談支援専門員 2 名

【営業日及び時間等】

事務所の営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで
但し、国民の祝日及び 12 月 29 日～ 1 月 4 日を除く。
サービス提供日・時間 利用者等の必要に応じて実施する。

【対象者】 大阪府域の知的障害児・者、身体障害児・者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- （ 1 ） 地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談
- （ 2 ） アセスメント（支援する上で解決すべき課題等の把握）の実施
- （ 3 ） サービス利用計画の原案の作成
- （ 4 ） サービス担当者会議の開催
- （ 5 ） サービス利用計画の作成
- （ 6 ） モニタリング（サービス利用計画の実施状況の把握）の実施 等

ホームズさくら（共同生活援助・共同生活介護）

【事業目的】

大阪府指定の共同生活援助及び共同生活介護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供する。

【運営方針】

- 1 利用者が自立を目指し、地域において共同で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において、入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者その他の福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】

名称	所在地	入居定員
あかねホーム	東大阪市加納	4名
アンサンモニー	大東市末広町	6名
シンフォニー	寝屋川市松屋町	4名
ベレール	大東市北新町	6名
クレール	大東市寺川	5名
フーガ	大東市朋来	5名
氷野ホーム	大東市氷野	4名
OKホーム	四條畷市中野新町	4名
きたしんまちホーム	大東市北新町	6名
新きたしんまちホーム	大東市北新町	5名
ほうらいホーム	大東市朋来	6名
すえひろホーム	大東市末広町	6名
はいづかホーム	大東市灰塚	5名
第2すえひろホーム	大東市末広町	5名

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 3 名
世話人 45 名 生活支援員 4 名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 利用者に対する相談
- (2) 食事の提供及び入浴・排せつ・食事等の介護
- (3) 健康管理・金銭管理の援助
- (4) 余暇活動の支援
- (5) 緊急時の対応
- (6) 職場等との連絡・調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

【利用者から受領する費用の額等】

あかねホーム	(1) 家賃	月額 (6 畳) 9,895 円 (4.5 畳) 7,895 円
	(2) 光熱水費、日用品費	月額 10,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 2,105 円
アンサンモニター 1	(1) 家賃	月額 10,580 円
	(2) 光熱水費	月額 9,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 300 円・夕 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 400 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 1,420 円
アンサンモニター 2	(1) 家賃	月額 16,320 円
	(2) 光熱水費	月額 8,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 680 円
シンフォニー	(1) 家賃	月額 18,000 円
	(2) 光熱水費	月額 9,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円

	(6) 日用品費	月額 680 円
ベレール	(1) 家賃	月額 11,160 円
	(2) 光熱水費、日用品費	月額 10,290 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
クレール	(1) 家賃	月額 (6 畳) 8,672 円 (4、5 畳) 5,872 円
	(2) 光熱水費	月額 10,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 1,328 円
フーガ	(1) 家賃	月額 10,760 円
	(2) 光熱水費、日用品費	月額 10,290 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 1,188 円
氷野ホーム	(1) 家賃	月額 (ベランダ有) 25,250 円 月額 (ベランダ無) 24,250 円
	(2) 光熱水費	月額 10,000 円
	(3) 食材料費	(朝食 200 円・夕食 600 円)
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
	(5) 管理費	月額 2,000 円
	(6) 日用品費	月額 2,000 円
OKホーム1	(1) 家賃	月額 28,500 円
	(2) 光熱水費、日用品費	月額 11,000 円
	(3) 食材料費	月額 20,000 円
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
OKホーム2	(1) 家賃	月額 43,000 円
	(2) 光熱水費、日用品費	月額 11,000 円
	(3) 食材料費	月額 20,000 円
	(4) お弁当(昼食)食材料費	1 食 300 円
きたしんまちホーム	(1) 家賃	6 畳 月額 10,000 円 4 . 5 畳 月額 7,800 円
	(2) 光熱水費、	月額 10,000 円

1	(3) 食材料費 (4) 日用品費 (5) お弁当(昼食)食材料費	月額 20,000 円 月額 1,000 円 1食 300 円
新きたしんまちホーム	(1) 家賃 6 畳 4.5 畳 (2) 光熱水費、 (3) 食材料費 (4) 日用品費 (5) お弁当(昼食)食材料費	月額 9,450 円 月額 7,800 円 月額 10,000 円 月額 20,000 円 月額 1,000 円 1食 300 円
ほうらいホーム	(1) 家賃 6 畳 4.5 畳 (2) 共益費 (3) 光熱水費、 (4) 食材料費 (5) 日用品費・管理費 (6) お弁当(昼食)食材料費	月額 8,400 円 月額 6,300 円 月額 330 円 月額 10,000 円 月額 20,000 円 月額 3,070 円 1食 300 円
すえひろホーム	(1) 家賃 6 畳 4.5 畳 (2) 共益費 (3) 光熱水費、 (4) 食材料費 (5) 日用品費・管理費 (6) お弁当(昼食)食材料費	月額 12,800 円 月額 9,800 円 月額 260 円 月額 10,000 円 朝食 200 円・夕食 600 円 月額 1,100 円 1食 300 円
はいづかホーム	(1) 家賃(共用室分) 個室 301 号 個室その他 (2) 共益費 (3) 光熱水費(共用室分) 個室分は各自直接支払い (4) 食材料費 (5) 日用品費 (6) お弁当(昼食)食材料費	月額 8,600 円 月額 50,000 円 月額 40,000 円 月額 3,000 円 月額 4,000 円 朝食 200 円・夕食 600 円 月額 1,000 円 1食 300 円
第2すえひろホーム	(1) 家賃 6 畳 4.5 畳 (2) 共益費 (3) 光熱水費	月額 14,337 円 月額 11,948 円 月額 260 円 月額 8,000 円

(4) 食材料費 お弁当(昼食)食材料費	朝食 200 円・夕食 600 円 1 食 300 円
(5) 日用品費	月額 1,100 円
(6) 管理費	月額 2,000 円

【入居に当たっての留意事項】

- (1) 個人の所有する物品については、破損等について自らがその責任を負うこと。
- (2) 利用者はお互いの生活を尊重し、他の利用者のプライバシーを侵さぬよう努めること。
- (3) 社会的・常識的な範疇でのルールに配慮し、他者への迷惑行為がないように努めること。

支援センターさくら（就労移行支援）

【事業目的】

指定就労移行支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労移行支援の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者に対して、2年間にわたり、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072 - 871 - 0030 FAX 072 - 889 - 2365

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名

生活支援員 10 名 就労支援員 4 名

調理員 業務委託 事務員 2 名 医師（非常勤嘱託）1 名

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで。但し、夏期

休暇期間（８月１３日～１５日）及び国民の祝日、１２月２９日～１月４日を除く。

サービス提供時間 午前９時から午後４時３０分

【利用定員】 ５０名

【対象者】 知的障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- （１）就労移行支援計画の作成
- （２）食事の提供
- （３）就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- （４）身体等の介護
- （５）生産活動（ミシン、軽作業、ふすま等の張替え、洗車、製パン・喫茶等）
- （６）実習先企業等の紹介
- （７）求職活動支援
- （８）職場定着支援
- （９）生活相談
- （１０）健康管理
- （１１）訪問支援
- （１２）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - （２）から（１１）に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

昼食 １食につき４５０円（うち食材料費２９０円）

日用品費の実費

支援センターさくら（短期入所・日中一時支援）

【事業目的】

指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行う。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072 - 871 - 0030 FAX072 - 889 - 2365

【職員配置】 管理者 1 名 生活支援員 10 名
調理員 2 名

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 45 分まで。但し、夏期休暇期間（8 月 13 日～15 日）及び国民の祝日、12 月 29 日～1 月 4 日を除く。

サービス提供時間 午後 4 時 30 分から翌朝の午前 9 時 30 分
前項の営業日及び営業時間のほか、電話等により 24 時間常時連絡が可能な体制とする。

【利用定員】 6 名

【対象者】 知的障害児・者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴又は清拭
- (3) 身体等の介護
- (4) 生活訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (6) に附帯するその他必要な介護、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

- ・朝食 1 食につき 300 円（うち食材料費 200 円）
- ・昼食 1 食につき 472 円（うち食材料費 290 円）
- ・夕食 1 食につき 700 円（うち食材料費 450 円）
- ・居宅に係る光熱水費 1 日につき 180 円
- ・日用品費 50 円
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費

支援センターさくら 大東通勤寮

【事業の目的】

指定知的障害者通勤寮事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定知的障害者通勤寮の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定施設支援の提供を確保することを目的とする。

【運営の方針】

労働と生活の結びつきをより強く認識できるような取り組みを行い、地域社会の中で自分らしい豊かな生活が営めるよう、自立に向けた援助を行い、社会参加の促進を図る。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号

電話 072 - 869 - 3322 FAX072 - 869 - 3323

【職員配置】 管理者 1名 生活支援員 9名 調理員 業務委託
医師（非常勤嘱託）1名

【営業日及び時間等】 年中無休

【利用定員】 20名

【対象者】 知的障害者・児

【サービスの提供方法及び内容】

- （1）生活支援
- （2）就労支援
- （3）食事の提供
- （4）健康管理・金銭管理の援助
- （5）余暇活動の支援

【利用者から受領する費用の額等】

- ・食事費 朝262円（人件費等経費62円 食材費200円）
夕577円（人件費等経費197円 食材費380円）
- ・光熱水費 340円/日

- ・シーツ-スズ 45円/日
- ・日用品費 50円/日
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

支援センターさくら 大東通勤寮（短期入所）

【事業目的】

指定障害福祉サービスの短期入所（以下「指定短期入所」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障害児及び障害児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者等の立場に立った指定短期入所の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 利用者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、必要な保護を適切に効果的に行うものとする。
- 2 地域との結び付きを重視し、利用者等の所在する市町村、他の居宅支援事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号 大東通勤寮内

電話 072 - 869 - 3322 FAX072 - 869 - 3323

【職員配置】 管理者 1名 生活支援員 9名

調理員 業務委託 医師（非常勤嘱託）1名

【営業日及び時間等】 年中無休

【利用定員】 2名

【対象者】 知的障害児・者

【サービスの提供方法及び内容】

- （1）生活相談
- （2）食事の提供
- （3）金銭管理の援助
- （4）余暇活動の支援
- （5）身体等の介護
- （6）健康管理の援助
- （7）入浴、洗濯などの身辺援助

【利用者から受領する費用の額等】

- ・食事費 朝262円（人件費等経費62円 食材費200円）

夕 5 7 7 円 (人件費等経費 1 9 7 円 食材費 3 8 0 円)

- ・光熱水費 3 4 0 円 / 日
- ・日用品費 5 0 円 / 日
- ・その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者及び障害児の保護者に負担させることが適当と認められるものの実費。

支援センターさくら・スワンカフェ&ベーカリー (就労継続支援 A 型)

【事業目的】

指定障害福祉サービス事業の就労継続支援 A 型 (以下「指定就労継続支援 A 型」という) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定就労継続支援 A 型の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った適切な指定就労継続支援 A 型の提供を確保することを目的とする。

【運営方針】

- 1 一般就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約による就労が可能と見込まれる者に、雇用契約に基づく就労機会を提供する。
- 2 利用者の所在する市町村、他の指定障害福祉サービス事業者、又は保健医療サービスを提供する者との連携を図り、利用者のニーズの把握に努め、必要に応じて、企業における作業や実習、適性に合った職場探し等の就労支援、また、就労後の職場定着のための支援を行う。

【所在地】 大阪府大東市末広町 15 番 6 号
電話 0 7 2 - 8 7 1 - 1 1 2 0 FAX 0 7 2 - 8 7 1 - 1 1 2 0

【職員配置】 管理者 1 名 サービス管理責任者 1 名
生活支援員 1 名 職業指導員 3 名 (うち 1 名非常勤)

【営業日及び時間等】

営業日・時間 月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 時 4 5 分まで。但し、夏期休暇期間 (8 月 13 日 ~ 15 日) 及び国民の祝日、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日を除く。

サービス提供日・時間 水曜日、夏期休暇期間 (8 月 13 日 ~ 15 日) 及び国民の祝日、12 月 29 日 ~ 1 月 3 日を除く午前 6 時から午後 8 時 3 0 分 (但し、土曜日、

日曜日、祝日は午前7時から午後6時)

【利用定員】 10名

【対象者】 知的障害者、精神障害者

【サービスの提供方法及び内容】

- (1) 就労継続支援A型計画の作成
- (2) 食事の提供
- (3) 就労に必要な知識、能力を向上させるために必要な訓練
- (4) 身体等の介助
- (5) 雇用契約の締結による就労機会の提供及び生産活動(パン製造販売・喫茶サービス等)
- (6) 実習先企業等の紹介
- (7) 求職活動支援
- (8) 職場定着支援
- (9) 生活相談
- (10) 健康管理
- (11) 訪問支援
- (12) 施設外支援
- (13) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜
 - (2) から (12) に附帯するその他必要な介護、訓練、支援、相談、助言。

【利用者から受領する費用の額等】

昼食 1食につき450円(うち食材料費290円)

日用品費の実費